

## 鞍手町小規模企業等振興審議会設置要綱 (案)

### (設置)

第1条 本町の経済の基盤を担う小規模企業等の振興理念や基本方針等を定める小規模企業等の振興に関する条例（以下「条例」という。）の制定に関し、総合的な見地から審議するため鞍手町小規模企業等振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 条例の制定、改廃に関する事項。
- (2) 条例に基づく振興施策の推進に関する事項。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、条例に関し必要な事項。

### (委員)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小規模企業等の代表者
- (3) 金融・経済団体の代表者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

(専門部会)

第7条 会長は、専門的事項を調査及び研究させるため必要があると認めたときは、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の定数は12人以内とする。

3 部会員は、取り組むべき専門的事項の調査及び研究が終了したときに、その任を終えるものとする。

4 部会の代表者は、会長が務める。

(委員以外の出席)

第8条 会長が必要であると認めるときは、審議会及び部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、地域振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する